高等学校用　（単位：円）

大きさ＼発行部数		25部未満	25部以上50部未満	50部以上
1ページ大	国内	315	630	1,155
	国外	300	600	1,100
1／2ページ大	国内	210	315	630
	国外	200	300	600
1／4ページ大以内	国内	105	210	315
	国外	100	200	300

備　考

1　「国内」欄の額は、消費税法に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所地を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。

2　「1ページ大」とは、一の著作物を2分の1ページを超え、1ページ以内の大きさで複製する場合をいい、「2分の1ページ大」とは、一の著作物を4分の1ページを超え、2分の1ページ以内の大きさで複製する場合をいい、「4分の1ページ大以内」とは、一の著作物を4分の1ページ以内の大きさで複製する場合をいう。

3　写真の著作物において美術の著作物が複製されている場合に当該写真の著作物を教科用拡大図書に複製するときの補償金の額は、当該写真の著作物の著作権及び当該美術の著作物の著作権が共に存する場合には、当該写真の著作物及び当該美術の著作物のそれぞれについて、この表に掲げる補償金の額の100分の75に相当する額とする。

Ⅳ　その他の著作物

言語の著作物、音楽の著作物、発行された美術の著作物及び発行された写真の著作物以外の著作物を教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、教科書等掲載補償金の額の2分の1の額の範囲内において当該著作物を教科用拡大図書に複製する者及び当該著作物の著作権者が協議して定める額とする。

○文化庁告示第十四号

文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）第五条第四項第一号ヌの規定により、次の表の上欄に掲げる指定区域に同表下欄の区域を追加して指定したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十六年三月二十五日　　文化庁長官　青柳　正規

上欄			下欄	
種別	名称	関係告示	指定区域	許可等の事務を行う教育委員会
特別名勝	松島	平成二十五年文化庁告示第十二号	宮城県宮城郡七ヶ浜町の一部（別図のとおり）	宮城県教育委員会
			東松島市の一部（別図のとおり）	東松島市教育委員会

備考　別図は省略し、当該指定区域において許可等の事務を行う教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）

特別名勝松島権限委譲範囲参考図（宮城県）